事　 務　 連　 絡

令和6年4月17日

障害児通所支援事業所　各位

古河市役所　障がい福祉課

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う

個別サポート加算（Ⅰ）の算定について

　　　平素は、市福祉行政にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、本市においては、下記の通り、取り扱うこととなりましたので、

ご確認の上ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. **今般の改正内容**

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定により、個別サポート加算（Ⅰ）について、本年４月から児童発達支援においては対象者要件の見直し、放課後等デイサービスにおいては、重度区分が新設されました。

**2．　算定方法**

**①児童発達支援利用者でＲ６年４月１日前に個別サポート加算（Ⅰ）が該当している場合**

・Ｒ６年４月１日以降も継続の場合は、特段の処理なし

・Ｒ６年４月１日以降に非該当になる場合は、事業所にて**受給者証の記載を二重線で削除**してい

ただきますようお願いいたします※。

**②児童発達支援利用者でＲ６年４月１日以降に新規で個別サポート加算（Ⅰ）を算定する場合**

　　　・市が手帳の等級等を確認し、支給決定を行い保護者へ通知いたします。

また、適用開始日は、障害者手帳取得している児童が新規利用する場合は、その開始日とし、

現在利用している児童が新規で障害者手帳を取得した場合は、その交付日とします。

**③放課後等デイサービス利用者でＲ６年４月１日前に個別サポート加算（Ⅰ）が該当している場**

**合**

・Ｒ６年４月１日以降も加算継続とします。ただし、サービスの更新毎に保護者より提出される

調査票において継続の可否を再判定し算定いたします。またその際、「著しく重度の障害児」と判

定された場合は、その算定も行います。

**④放課後等デイサービス利用者でＲ６年４月１日以降に新規で個別サポート加算（Ⅰ）を算定す**

**る場合（（1）、（2）の何れかにより算定）**

（1）障がい福祉課が認定調査時に作成した「就学児サポート調査・給付決定時調査　調査票」を「個別サポート加算（Ⅰ）に係る情報提供申請書」により取得後、「個別サポート加算（Ⅰ）についての届出書」を用いて保護者へ同意を得、その届出書を障がい福祉課へ提出する。

（2）通所開始後、事業所が「就学児サポート調査・給付決定時調査　調査票」により調査を実

施し、「個別サポート加算（Ⅰ）についての届出書」を用いて保護者へ同意を得、調査票と届出

書を障がい福祉課へ提出する。

**裏面あり**

**※各事業所を利用している児童の加算の有無について、４月２２日の週に市から事業所へ情報提供致しますので、ご確認お願いいたします**。

**3．　提出期限　上記④のケース**

①令和６年４月１日から算定する場合

　　　　現行通り、月末までに提出された場合、１日に遡って算定します。

　　　②令和６年５月１日以降に算定する場合

1)各月15日までに提出された場合は、提出された月の1日から算定します。

2)各月16日以降提出された場合は、翌月1日から算定します。

**問い合わせ先**

〒306-0221　古河市駒羽根1501　「健康の駅」（古河市総和福祉センター内）

障がい福祉課　障がい福祉係　市川**、**小林TEL：0280－92－4919（直通）